

【条例の現状】

【福祉のまちづくり条例のあゆみ】

- 平成4年10月制定（平成5年4月施行）
- 平成14年10月改正（平成15年4月施行）
制定後約10年を経過したため、基準等に関して大規模な改正を行った。
- 平成21年3月改正（平成21年10月施行）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法、以下「法」。平成18年12月施行）」に基づく委任条例化等を内容とする改正を行った。
現行条例の基準の多くは、平成14年の改正時の内容。（約10年間見直しを行っていない。）

【国の取組み（バリアフリー施策）】

- バリアフリー法の施行（H18）から5年を経過し、平成24年度、法の施行状況の検討が行われた。
その結果、法令等の抜本的な改正は行われなかったものの、今後の取組みの方向性が示された。

【今後の取組の方向性】

- (1) 一体的・総合的なバリアフリー化の推進
- (2) 様々な障害特性に対応したバリアフリー化の推進
- (3) バリアフリー化に係る情報発信の強化
- (4) 当事者が主体となったスパイラルアップの推進
- (5) バリアフリー化に係る教育・普及方策の強化

【国・府の取組み（障がい者施策）】

- 「改正障害者基本法」が平成23年7月に成立し、「社会的障壁のために困っている障がい者がいた場合、それをなくすための負担が大きすぎない時は、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）をしなければならない」とされ、これを踏まえ、平成24年3月第4次大阪府障がい者計画が策定された。
- 障がいを理由とした差別的取り扱いの禁止などを盛り込んだ「障害者差別解消法」が6月19日、成立した（平成28年4月1日施行）。

【第1回 福祉のまちづくり審議会での意見】

- 可動式ホーム柵の設置促進
- 災害時・緊急時の対応について
 - ・ 避難所や避難経路のバリアフリー化の必要性
 - ・ 災害時の聴覚障がい者への情報提供の促進
 - ・ 火災時のエスケープルームの設置促進
- 通学路の歩車道分離、無灯火自転車対策
- 駅舎等におけるエスカレーターへの積極的な誘導
- 共同住宅の基準適合 義務対象規模の引き下げ

これらを踏まえ、条例施行状況の検討を行う